

総務文教常任委員会記録

令和4年12月1日

【開催日】 令和4年12月1日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後3時34分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	川 地 諭	総務課長	河 田 圭 司
総務課課長補佐兼総務係長	奥 田 孝 則	総務課法制係長	竹 内 広 明
総務課総務係主任	田 島 正 秀	建築住宅課建築係長	山 本 雅 之
建築住宅課	長 尾 祐 輔	大学推進室長	大 谷 剛 士
大学推進室副室長	高 橋 雅 彦	大学推進室主査	大 坪 政 通
大学推進室主任	尼 崎 幸 太		

【事務局出席者】

事務局長	河 口 修 司	庶務調査係長	田 中 洋 子
------	---------	--------	---------

【審査内容】

- 1 議案第92号 市有財産の出資について (大学)
- 2 議案第93号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について (大学)
- 3 議案第94号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標(第2期)の変更について (大学)
- 4 議案第77号 山陽小野田市個人情報保護法施行条例の制定について (総務)

- 5 議案第88号 市役所本庁舎環境改善事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について （総務）
- 6 議案第89号 物品の購入に係る契約の変更について （総務）

午後1時 開会

長谷川知司委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。本日の審査日程については、お手元に配付してありますとおり進めます。まず、議案第92号市有財産の出資について審査を行います。執行部からの説明を求めます。

高橋大学推進室副室長 議案第92号市有財産の出資について説明いたします。

これは、山陽小野田市立山口東京理科大学における平成30年4月の薬学部設置に伴い、宇部市から購入した土地及び新たに建設した薬学部校舎等の建物を公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に出資することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。この度出資します財産の内訳は議案に記載のとおりですが、本日お配りしております資料「市有財産の出資について」に位置関係等を記載しておりますので併せて御覧ください。土地につきましては、薬学部校舎等を建設いたしました土地及び現在、大学が駐車場及びテニスコートの整備を行っている土地の一部となります7筆で、地目は全て学校用地であり、面積は32,251平方メートルとなります。また、建物につきましては、薬学部校舎となります6、7、8号館、汚水処理設備が設置されております倉庫及びプロパン庫の3棟で、延べ床面積は2万567.74平方メートルとなります。出資日につきましては、令和5年4月1日を予定しており、出資する財産の価額につきましては、土地が5億1,920万円、建物が77億4,320万円の合計82億6,240万円となります。地方独立行政法人法第6条第5項の規定により、地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額につきましては、出資日現在における時価を基準として出

資する地方公共団体が評価した価額とするものとされております。評価する場合につきましては、地方独立行政法人法施行令第1条の規定により、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとされておりますので、不動産鑑定業者の不動産鑑定士に鑑定評価を依頼し、その鑑定評価額をもって出資する市有財産の価額としております。なお、土地の価額につきましては、取引事例比較法による試算価格である比準価格、収益還元法による試算価格である収益価格及び地価公示価格等の公的価格を規準とした試算価格を比較検討し決定されております。また、建物の価額につきましては、調査時点において、対象建物を新規に調達した場合における再調達原価を求め、これに減価修正を行って、建物の積算価格を試算した上で精査し決定されております。参考となりますが、平成28年4月の公立化時に市が公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に出資いたしました工学部の土地、建物等の財産の出資時の価額は、土地が7億5,600万円、建物が30億2,984万2,000円の合計37億8,584万2,000円でしたので、この度の出資後の総額は、土地が12億7,520万円、建物が107億7,304万2,000円の合計120億4,824万2,000円となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

長谷川知司委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受け付けます。

伊場勇委員 この薬学部の校舎は、もう大分前にできているんですけども、なぜこの市有財産の出資がこの時期になったのかについて、まず一つお聞きします。

尼崎大学推進室主任 出資が今のタイミングとなったのは、当初は、校舎と別にグラウンド、テニスコートの整備までを市が行う計画でございました。この度の対象の土地に、その当時のグラウンド、テニスコートの計画地が含まれておりましたので、グラウンド、テニスコートの整備まで終えて、一括して出資を計画しておりましたが、御存じのとおり、グラウン

ドやテニスコート、駐車場の整備を公立大学法人が行うことになりましたので、市が行うものがなくなったことから、出資を行う運びとなりました。出資の日付につきましては、公立大学法人と協議の結果、先方の希望で、令和5年4月1日となりました。

伊場勇委員 多目的施設については、まだ新しいですが、市が建てたんじゃなかったですか。まだ市の所有のものがあるのであれば、教えていただきたいと思います。

尼崎大学推進室主任 多目的文化施設につきましては、市ではなく、公立大学法人が整備されましたので、所有はもう公立大学法人となっております。この度の議案として提出させていただいたもので、市の所有しているものは全てになります。

岡山明委員 基本的なことをちょっと教えていただきたいんですけど、平成28年が37億円、今回が82億円ぐらいで、トータルで120億円ですよ。これを大学に全部出資し、金額がはじかれて初めて出たという状況で、市は出資者として出資すると。何か大学に出資して、結局借金だけ残るということはないということでもいいんですか。その辺の出資と市の財産の形はどういうふうになるのか、教えてください。

大坪大学推進室主査 この度出資いたします土地と建物につきまして、建物につきましては、まだ地方債の償還は行っているところです。ですので、その償還につきましては、市で今後も引き続き償還していくことになります。この度建物を出資いたしますので、大学の建物自体の所有を大学に移すということになります。大学が地方債を返していくということではなく、あくまで市が市債を返していくということになります。

岡山明委員 すみません。ちょっと理解し難かったんですが、借金は、大学が持つという感じですか。

大坪大学推進室主査 借金というか、建設に充てている地方債につきましては、市が今後も返していくことになります。

岡山明委員 すみません。何度も聞くようで申し訳ない。結局、市が120億円を負担するという、それは、大学の授業料とかを市が受け入れての話ということですか。

大坪大学推進室主査 そうですね。大学運営に関しては、大学の自主財源にプラス地方交付税を国から頂いておりますので、その範囲内で市債を返還しておるところです。

岡山明委員 今回120億円を出資という状況で、あくまでもこの借金120億円は、市が負債として抱えた状況で、運営しながら運営費の中でやるという解釈でいいですか。

大坪大学推進室主査 この120億円というのは、あくまで出資額なので、実際に借りたお金とはちょっと違うんですが、建設に関わる費用に関しては、今後も市で返還していくという形になります。

長谷川知司委員長 市が負担しますが、一般会計の負担にはならないようにしているということですね。

大坪大学推進室主査 当初の大学運営のルール上、大学に交付される地方交付税の中での運用ということで行っております。

岡山明委員 そういうことで、市の財政として一般会計には影響ないと、あくまでも大学のそういう運営資金の下という状況でいいですね。

大坪大学推進室主査 はい、おっしゃるとおりでございます。

伊場勇委員　そもそもこの市有財産を出資しなきゃいけないんですね。平成28年4月は、私はまだ議員じゃなかったんで、その当時をよく分かっていませんが、何かそういう取決めがあるんですか。何か取決めがあって、こういうふうには全部どうぞという形になっているんですか。

大坪大学推進室主査　出資に関しては、地方独立行政法人法に記載がありまして、地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために財産的基礎を有しなければならないとなっております。設立団体が山陽小野田市、地方公共団体でございますので、その設立団体が責任を持って出資という形で、そういった財産形成をするという趣旨の法の下に行うような形になっています。

岡山明委員　この地図を見ると、校舎と併設で、テニスコート、グラウンドということで、建物は無いけれど、山陽小野田市が宇部市に出資という形になりますか。今後、テニスコート、グラウンドが当然出てくるから、出資する可能性があるということですよ。

尾崎大学推進室主任　今おっしゃったテニスコート、グラウンドですが、赤線の右側にある土地に整備することとしておりましたが、グラウンドは場所が変わりました。この土地の下のほうの部分は、駐車場ということなんですけど、この赤線に入っていない部分につきましては、公立化時に、既に公立大学法人に出資をしておりますので、今後整備に当たって、宇部市から取得して大学に出資するということとはございません。

長谷川知司委員長　この赤いところの右側は、もう大学のほうへ出資しているという理解でいいわけですね。

岡山明委員　テニスコートもグラウンドも、もう宇部市に出資というか、お金を払っとると。そうするとその土地はどういう扱いになっていますか。

尼崎大学推進室主任 この赤で囲んだ部分の土地につきましては、平成28年度に宇部市から購入をしております。この度、それを公立大学法人に出資ということでございます。

笹木慶之委員 今回は出資なんですが、今後、土地を加工すれば加工費が要りますよね。それから建物については、当然修繕といたしますか、いわゆる資産の価値を変えるような工事が出てくるとは思いますが、その際にはそれはどこが持つんですか。

大坪大学推進室主査 財源措置につきましては、大規模改修かどうかというところにもなってくるかとは思いますが、大学との予算編成の中で、施設整備補助金として市がやるか、簡易な修繕費であれば、大学のお金でやられるかという協議になろうかと思っております。

笹木慶之委員 これは独立行政法人ですから、当然独立財産の原則に基づいて計上されると思うんですけど、これは資産の償却はどうなるんですか。

大坪大学推進室主査 この度大学のほうに所有が移り、令和4年度の財務諸表、バランスシート上は大学の資産となりますので、建物につきましては、減価償却をその中で行っていくような形になります。

笹木慶之委員 そうすると減価償却するということは、税法上はどうなるんですか、固定資産税等について。

大坪大学推進室主査 公立大学法人については、固定資産税は掛かりません。通常の民間の企業であれば、減価償却費用として、損益で費用として計上されると思うんですが、公立大学法人の特質上、特殊な法人なので建物で利益を生むわけではない。減価償却費は、そのまま資本金から減額されるような特別な処理をされると思います。公立大学法人特有の会計

処理を行われます。

笹木慶之委員　そうしますと、資産の中に現金を伴わない支出という形の留保金は蓄えられないということですね。

大坪大学推進室主査　現在、大学への資本金に関しては、現金での出資はございませんので、全てこういった現物での出資という形での計上となっております。

笹木慶之委員　通常、例えば、国の補助金なんかを取得した場合には、資本剰余金なんですよ、片方勘定科目はね。その資産は減価償却の対象とならないと思う。しかし、それを取り崩すときには、その元の資本剰余金を取り崩して処分するというのが普通の経理の方法なんですけど、そういう方法じゃないわけですか。

大坪大学推進室主査　純資産の部の損益外減価償却費、累計額という形で財務諸表というか、バランスシート上は、これだけの減価償却の累計額がありますよという形で出てきます。

笹木慶之委員　それをなぜ聞いたかと言いますと、今言いましたように、いわゆる大規模改修が起こった場合には、協議の結果、また市から出資をするというふうなことになるという話だったんですが、ただ、減価償却は、そもそもはそういったものを蓄え回すわけですよ。分かりますか。元はゼロから発進しているんだから、それを償却していく中で、留保金がたまってきて、そして、結果的にこの次の新しいものに変えるときにつき込む経費というのが、通常考え方だからね。その蓄えが残らないということですね。減価償却費ってあるでしょう。大学のほうにはないのですか。

大坪大学推進室主査　出資に関していうと、減価償却という処理の仕方が、そ

ういった形で損益に関係ない減価償却となりますので、出資に関しての減価償却費が、別の欄で出ているという形になります。

笹木慶之委員　ですから、普通なら出資した場合には、減価償却はしないんですよ。

すると言うから、おかしくなってくるわけ。例えば、国の補助金をもらったようなときに、例えば、下水なら下水がやった、それは商業対象物件じゃないわけ。その代わり、その償却価値がなくなったときには、その剰余金を処分して、それに充てるわけ。ゼロにするわけです。経費はね。だから、その辺がちょっとよく分からんからね。ただ単純に、代行政修を市からもらいますと簡単におっしゃるけど、その辺が独立行政法人としての機能監査としていいのかなという気がするわけ。ただ、それが、そういう独立行政法人の監査の手法として明記されておれば、そういうことを言いませんけど、その辺がちゃんとルールどおりされているのかということを確認したかったの。意味が分かりますか。きちんとされていると思うよ。思うけど、その辺がぐちゃぐちゃになってきたんじゃない、市の負担と独立行政法人の負担部分が分からなくなるわけ。ただ、今回この造成は大学でやりますとか、簡単に言われるけど、大学がやったその経費は土地の付加価値が上がってくるわけ。それはどうなるのかということになってくるわけ。だから、そこのところを整理しておかんと、今後の市と独立行政法人との財政負担の問題で、いろいろ問題が出てくるんじゃないかなと。これは、ほかのところでも別の形で言いますけどね。その辺が僕は大事と思います。今日はそれ以上言いませんけど、その辺りよく整理しておいたほうがいいと思います。

宮本政志副委員長　笹木委員が減価償却のことを言われたので、先ほどの冒頭の説明で、僕も少し気になったのが、建物のほうが、再調達価格、新設した場合、そのときに減価修正って言われたんですよ。減価修正、減価償却、こういうのは、大学なら経費として取らんのかな、恐らく。それから、笹木委員もその辺りに入ったと思うんですけど、建物の再調達の減価修正と言われたところをもう少し詳しくお聞きしていいですか。

尼崎大学推進室主任 減価償却のほうが近いと。

宮本政志副委員長 それから、これ出資後は土地と建物の名義はどこになるんですか。

尼崎大学推進室主任 名義は公立大学法人になります。

宮本政志副委員長 そうすると、先ほど笹木委員の質疑で固定資産税は当然掛かりませんか、不動産取得税も来ませんか。

尼崎大学推進室主任 すみません。確認しておりませんでした。来ないとは思いますが。

宮本政志副委員長 通常、事業用やったら、建物で4%来て、土地で3%、評価で来ると。あくまで固定資産税評価なんで、この評価額とは少し差は出ますけど、それでも不動産取得税が掛かれば、額が恐らく数百万円レベルとかになるのでお聞きしたんですけど、その辺りまた分かれば教えてほしいんですけどね。それから、さっき岡山委員の質疑のときに地方債と言われましたが、地方債は合併特例債ですか。付け加えると、その地方債が大学に出資した場合に不利になったらいけないって思ったの。例えば、買換えとかで不利になったらいけないって思って、地方債の種類と不利にはなりませんかというのをお聞きしたかったの。

大坪大学推進室主査 この事業に関しては、合併特例債も当たっておりますし、学校教育施設等整備事業債も当たっています。これに関しては、出資するに当たって、県とも確認を取って、一括償還等は要しないというか、本来の起債の目的に出資したからといって、そぐわないということではないということで確認しておりますので大丈夫です。

宮本政志副委員長 それと、先ほど不動産鑑定士で建物の評価と言われましたが、いつ頃されたんですか。

大坪大学推進室主査 令和4年10月1日時点での評価になっています。

宮本政志副委員長 もう物価が上がっていたときやね。それならいい。

岡山明委員 図面を見させてもらったんですけど、この対象土地の3761番という大きい土地がありますよね。その横に六つありますよね。今回視察に行ったんですが、車が通っている位置じゃないですか。違いますか。

尼崎大学推進室主任 委員のおっしゃる車が通っていた土地とは、ちょっと違うところになります。

岡山明委員 視察の最後に行ったんですが、そうするとこの図面の右側ということですよね。その土地は大学の土地じゃないということで、大学は関与してない道という状況ですか。

長谷川知司委員長 あれは宇部市道で、今回の議案とは違います。

長谷川知司委員長 ほかにはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）私からちょっと。まず大学の必置事項でありますグラウンドは、出資する必要はないんですか。

尼崎大学推進室主任 出資する土地建物には含まれないと理解しております。

長谷川知司委員長 大学になくても、問題ないわけですか、そこが聞きたい。

大坪大学推進室主査 グラウンド建設予定地は、大学の用地というか、大学が買われたところなので、特に出資の対象ではございません。

長谷川知司委員長 ほかにはいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切ります。議案第92号について、これより討論を求めます。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なし。では、賛否を問います。議案第92号に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成ということで、議案第92号は可決すべきものと決しました。次に、議案第93号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について、執行部からの説明を求めます。

高橋大学推進室副室長 議案第93号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について説明いたします。これは、先ほど説明いたしました市有財産の出資に当たり、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。資本金、出資及び資産に関する事項につきましては、定款に記載しなければならない事項として地方独立行政法人法に規定されていることから、令和5年4月1日付けで公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に出資する財産につきまして、定款の別表に追加するものです。議案の新旧対照表のとおり、土地につきましては、薬学部校舎等を建設いたしました土地及び現在、大学が駐車場及びテニスコートの整備を行っている土地の一部となります7筆、3万2,251平方メートルを追加いたしますので、面積の総計は、5万9,095平方メートルから9万1,346平方メートルに増加します。建物につきましては、薬学部校舎となります6、7、8号館、汚水処理設備が設置されております倉庫及びプロパン庫の3棟、2万567.74平方メートルを追加しますので、延べ床面積は、2万1,550.47平方メートルから4万2,118.21平方メートルに増加します。なお、施行期日につきましては、出資日と同日の令

和5年4月1日としております。また、定款の変更につきましては、議会の議決を経た後、山口県知事の認可を受けなければその効力を生じませんので、議決を頂くことができましたら、山口県知事に認可申請を行うこととなります。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。

伊場勇委員 先ほどの議案で出資したところは、全て学校用地という地目になっているんですけど、もともとあったところは、雑種地（現況：宅地）と書いていますけど、これはそのままがいいのか、そのままであるべきなのか。学校用地じゃないのかなと思うんですけども、この地目については、特に変更する必要はないんですか。

大谷大学推進室長 すみません。御指摘のあったところですが、私どもでは今御指摘を受けるまで考えておりませんでしたので、この地目につきまして、変更が必要ということであれば、これから変更させていただければと考えております。検討させていただきたいと思います。

宮本政志副委員長 これ山陽小野田市大学通一丁目3766番地1となっていますよね。地番は、これで登記簿に出るんですか。住居表示なら何々一丁目何番何号って出るし、何千何百何十何番地の何やったら大字なんとか字って出るんだけど、これは別段問題ないんですか。

高橋大学推進室副室長 住居表示の表示としましては、建物については、例えば大学通一丁目何番何号ということになりますが、地番につきましては、大学通一丁目何千何百何番地何という表記になります。（「登記に出る」と呼ぶ者あり）そういうことです。

尼崎大学推進室主任 今手元に登記簿がございますが、そのように出ております。

長谷川知司委員長 ほかにはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
質疑を終わりましたので、質疑を打ち切ります。これより討論を行います。
討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。
では、これより議案第93号について採決します。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成ということで、議案第93号は可決すべきものと決しました。では、議案第94号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更について、執行部からの説明を求めます。

高橋大学推進室副室長 議案第94号公立大学法人山陽野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更について説明いたします。これは、山陽小野田市立山口東京理科大学における令和5年4月1日からの工学部数理情報科学科の設置に係る文部科学大臣への届出が令和4年8月1日付けで受理されたことに伴い、公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めた中期目標に記載しております教育研究組織に数理情報科学科を追加する必要があるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。なお、同項の規定により、中期目標を変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く必要があるとされていることから、市の附属機関である山陽小野田市公立大学法人評価委員会に対して諮問を行った結果、令和4年10月28日付けで、案のとおり変更することが適当であると認められるとの答申を受けております。また、中期目標の変更日につきまして、特段の定めはございませんが、この度の中期目標の変更が議会におきまして可

決されましたら、当該中期目標を公立大学法人にお示しし、工学部数理情報科学科についての具体的な目標や指標等を定めるために中期計画の変更を行っていただき、市長宛てに認可申請を行っていただくこととなります。中期計画の変更及び認可につきましては、令和5年3月31日までに行われなければならないと考えられることから、一定期間を確保するため、中期目標の変更日につきましては、令和5年1月1日としております。続きまして、変更箇所について説明いたします。この度、変更する箇所は1か所です。議案の新旧対照表を御覧ください。表の左側が変更後、右側が変更前となっております。この度の変更箇所につきましては、下線を引いた部分で、「第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織」の「2 教育研究上の基本組織」の表につきまして、工学部の既存3学科の下に数理情報科学科を追加しております。第2期中期目標は、市長が、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間に於いて公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めるものです。具体的には、「業務の質の向上に関する事項」や「業務運営の改善及び効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」等の事項を定めております。この中期目標を達成するための具体的な目標や指標等につきましては、この中期目標に基づき、公立大学法人が作成する中期計画や年度計画において定めていただくこととなりますので、この中期目標の変更が議会におきまして可決されましたら、中期目標を公立大学法人にお示しし、公立大学法人において工学部数理情報科学科を反映した中期計画に変更されるとともに、年度計画を作成されることとなり、工学部数理情報科学科についての具体的な目標や指標等が示されることとなります。説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。

岡山明委員 ちょっと外れるんですけど、数理情報化学科は定員60人という

ことで定員が増える状況で、今まで地域推薦枠が市内で5名、県内20名。指定推薦枠というのが5名ぐらいあったみたいなんです。定員が増えた状況で、その辺の枠の拡大というか、どうなるのか。そろそろ入試がスタートする時期であります。もし分かれば教えていただきたいです。

長谷川知司委員長 議案とは内容が違うので、分かる範囲で教えてください。
簡潔をお願いします。

大坪大学推進室主査 数理情報科学科定員60名で募集するところなんです、今学校推薦の中で、一般推薦ということで、県内枠が5名、全国枠で10名という形での推薦の募集となっております。

長谷川知司委員長 議案に沿った質疑ということでいきたいと思います。

岡山明委員 設置の意義を聞いたら、大学からの話になるから聞かんほうがいいですか。そういう設置の意義とか目的の範囲は、どういう形でそういう数理情報という学科ができたのか。

長谷川知司委員長 この設置については、所管事務調査で大学に行くということが一番望ましいと思います。今日はその設置の意義が、執行部で分かる範囲で教えてください。本当は大学が答えるべきだと思いますが。

高橋大学推進室副室長 設置の意義というと大変大きなテーマになりますが、私の知り得る範囲でお答えいたしますと、この数理情報科学科は今のデジタルの時代に即した人材を育成する目的ということで、数学を基礎としまして、情報を数値化し科学的に分析する能力を身につけるデータサイエンティスト、これは今どの大学もこういった学部を作られております。今の時代に即した人材を養成するために、このタイミングで作られると聞いております。

長谷川知司委員長 ほかにはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
では、質疑を終わりましたして討論に入ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なし。では、採決に移ります。議案第94号に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成ということで、議案第94号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更については、可決すべきものと決しました。ここで職員入替えのため、10分ほど休憩しまして、55分から始めたいと思います。どうもお疲れ様でした。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、委員会を再開いたします。審査内容4番、議案第77号山陽小野田市個人情報保護法施行条例の制定について執行部からの説明を求めます。

河田総務課長 それでは、議案第77号山陽小野田市個人情報保護法施行条例の制定について御説明します。お手元にお配りしております資料に沿って御説明させていただきますので、議案と併せまして、御覧いただければと思います。この条例は、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、改正後の個人情報保護法を施行するために必要な事項を定めようとするものです。始めに、「1 個人情報の保護に関する法律の改正概要」について御説明いたします。まず、個人情報保護制度の改正要旨ですが、図にお示ししておりますとおり、従来の個人情報保護制度は、個人情報を取

り扱う主体により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法がそれぞれ適用されてきました。これを個人情報保護法に一元化することで、国の独立行政委員会である個人情報保護委員会が、民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いを一元的に監督する体制が確立されます。地方公共団体においても、改正後の個人情報保護法による全国的な共通ルールが適用されることで、これまで各自治体の条例で運用されてきた個人情報保護制度の不均衡、つまり、自治体ごとの細かな取扱いの違いが是正され、引き続き、適正に個人情報保護制度を運用していくことを目的としています。全ての地方公共団体に適用されることになる改正後の個人情報保護法は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めたものであり、法律の規定に反しない限り、条例で必要な事項を定めることができるとされています。これを受けまして、条例で定めることが必要な事項、法律上許容されている事項等を整理して、新たな施行条例を定めようとするものです。ここからは、条例で定める事項について、「2 条例で定める事項」に沿って、個別に御説明します。まず、条例で定めることとした事項は、「個人情報を取り扱う事務の帳簿」、「開示請求に係る手数料」、「開示決定の期限」、「審議会への諮問」などです。このうち、「開示請求に係る手数料」は、条例で定めることが必要な事項、それ以外は、条例で定めることが許容されている事項になります。「(1) 個人情報を取り扱う事務の帳簿」については、個人情報を取り扱う事務について、事務の名称、目的、取り扱う個人情報の項目等を明確にし、現行の個人情報保護条例の規定による運用と同水準で個人情報を管理するために登録簿の作成及び公表を義務づけるものです。「(2) 開示請求に係る手数料」については、これまでと同様に、手数料は無料とし、写しの交付等に係る実費を請求者の負担とするものです。「(3) 開示決定等の期限」については、資料の裏面に続きますが、改正後の個人情報保護法では30日となる開示期限を、現行の個人情報保護条例に合わせて15日にするものです。「(4) 審議会への諮問」については、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に

必要であると認めるときには、山陽小野田市個人情報保護審査会に審議することができることを規定するものです。「(5) その他」については、附則において、現行の個人情報保護条例の廃止、現行条例を引用している他条例の改正、現行条例に規定する罰則の経過措置を規定しています。次に、「3 条例で定めない事項」について御説明します。条例で定めないこととした事項は、「行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る手数料」、「条例要配慮個人情報」、「開示請求における不開示情報」になります。「(1) 行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る手数料」については、この制度が都道府県及び政令指定都市に義務付けられ、その他の地方公共団体においては任意とされています。そこで、本市においては、山口県の実施状況や他自治体の対応状況等を見ながら、今後検討することといたしましたので、今回の条例制定時における本提案制度の導入は見送ることといたしましたので、この度の施行条例には規定しておりません。「(2) 条例要配慮個人情報」及び「(3) 開示請求における不開示情報」については、改正後の個人情報保護法に規定されているものとは別に、市の実情に合わせて特に規定することが必要となる事項がある場合に、条例により定めることができるものですが、改正後の個人情報保護法の規定と現行の個人情報保護条例の規定に大きな差異が認められず、法と異なる規定を設ける特段の事情は認められないことから、施行条例には規定しないこととしました。最後に、本条例について、罰則規定がある場合には、その条例について所管の地方検察庁との事前協議が必要となりますが、そちらの事前協議、それから、個人情報保護法施行条例につきましては、この規程について国の個人情報保護委員会の事前審査が必要となりますが、こちらのほう既に終えていることを申し添えます。御説明は以上となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。

笹木慶之委員 配付された資料の2ページの表なんです、この条文を読んで

みると、第5条が開示決定等の期限となっておって、ここには開示請求があった日から15日以内にしなければならないとなっているんですね。ただし、その後、第77条うんぬんとあって、いわゆる実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、さらに15日以内でいいですよということだから、それを含めて30日となっているわけね。ところが、もともとこれは15日じゃないの。原則は15日にしなければならないとなっているんだから、違うんですか。ちょっとここを聞きたい。

河田総務課長 国の法律の規定では、今回の施行条例の第5条第1項の通常の開示決定期限を30日以内で定めることができるような趣旨となっておりまして、本市としましては、本来の開示請求の開示決定の期限につきまして15日としております。さらに、その期限を延長する場合も15日となっておりますが、法では30日となっておりますので、いずれにつきましても、現行の本市の条例に合わせる形で国のものよりも期間を短縮しておるとい整理となっております。

笹木慶之委員 したがって、改正法で30日と書いてあるけど、本市については開示決定期限というのは、15日ということでしょ。これ、勘違いしますよ、これを出したら。現行条例が15日で、改正が30日になっているんだけど。ということですよ。

河田総務課長 資料の作り方でございますけれども、改正法というのがすみません、この度の国の個人情報保護法の改正になった最大期限が、30日ということでございます。この表の趣旨としましては、それと比べて本市の現行条例が15日なので、それに合わせて、今回市の施行条例についても15日にそろえようとするものでございますので、すみません。若干資料で分かりづらい点がございましたけれども、改正後の本市の取扱いについても15日となるという趣旨と御理解いただくということで間違いございません。

笹木慶之委員 それともう1点ね。非常に微妙なところなんだけど、事務処理上の困難その他理由があるときはという、この定義なんですよ。これがどの程度活用されるのかということなんだけど、頻繁に起こるものではないと私は思っているんですが、いかがでしょうか。

河田総務課長 実はこういった規定も現行の条例にもございますけれども、一時に大量の請求があった場合、それが広範囲、広い部署にまたがる場合に資料の整理が追いつかない、特段の事由がある場合にということで考えておまして、これは新しい制度に移行しても同様と考えております。また、もう1点は災害等が生じた場合ということもあろうかと思えます。そのように想定をしておりますが、今のところこれを使った事例というのは本市では発生しておりません。

笹木慶之委員 今おっしゃった一時的に大量なというやつは実は、今回の第6条なんですよね。いわゆる30日ということの定義がそうになっていると思うんですよ。そうすると、今の制度と比較したときに、片方は30日でもう認められているんだから、ここで言う事務処理上の困難その他正当な理由ということが、私とすればちょっと見当たらんわけ。何を見ちよるかなと思うわけですよ。その辺がどうなのかということです。

竹内総務課法制係長 第5条と第6条の関係についてになりますけれども、課長が説明したとおり、第5条の当初の決定期限である15日、これを延長しないといけない場合というのは、先ほど説明したとおりになるかと思いますが、30日であっても更にそれを超える期限が必要というものについては、この第6条で、期限の特例ということでフォローされるということになろうかと思っておりますけれども、実情としてはこの第6条を使って、更に延長した期限を基に開示の決定をするということは余り想定されないかなとは思っております。

笹木慶之委員 整理しますと、第5条で原則15日、しかし、大量というか、15日間では処理できないような事案が起こった場合には、更にもう15日以内ということで、30日以内ということですね。それを超えるようなケースについては、現状ではそんなに考えていないと、更に30日というのは考えてないと理解していいんですね。

河田総務課長 御理解いただいたとおりでございますけれども、これは万が一、こういった事態が生じたときのために設置しておきたいという趣旨でございます。

岡山明委員 整理させていただきたいんですけど、今回附則の第2条に山陽小野田市個人情報保護条例の廃止と出ているんですが、今回新しいのが出ていますよね。市としては、旧のほうが個人情報保護条例で、もう一つ、個人情報保護条例施行規則というのがあるんですが、その規則の部分は今回どこを探してもないんです。もう今回の市の保護条例が廃止された時点で、施行規則も一緒になくなるという解釈でいいんですか。

河田総務課長 今御質問いただきました個人情報保護条例の施行規則でございますけれども、これは条例を運用するに当たりまして、細かな手続を委任させていただいて、市長の規則として定めさせていただくというものとなっております。具体的には開示請求していただくに当たっての様式の規定といったものがございますけれども、この度根拠となる条例が廃止となりまして、法律に基づく事務となります。取扱いにつきましては、こちらの規則も改正いたしまして、内容・趣旨的には変わりませんが、形を整えたものをまた新たに制定することを考えております。

岡山明委員 前回の保護条例は、26条ぐらいまであったんですが、今回の条例はものすごい少ないですね。もう完璧に縮小されたという判断でいいんですか。

河田総務課長 ぱっと見ていただいて、ものすごく条数が少なくなったという印象はお持ちだと思います。この内容につきましては、国の個人情報保護法に全て規定があり、市の条例としてはもう重複しますので、重複で不要となるものを廃止して、本当に必要なものだけ、こういった先ほど御説明をさせていただきました期限を定めるもの、そういうところだけを取り出して、市で定める条例となります。そのため、すごくボリュームが少なくなっているというふうに見ていただければと思います。

岡山明委員 笹木委員から話をされた開示の話ですけど、開示の15日、30日というのは、今までの保護条例の中には入っていないですよね。国のほうの個人情報の保護に関する法律には、開示というのは出ているんだけど、そういうことで国の個人情報の保護に関する法律に沿って、山陽小野田市も今後運用していくという形になるんですか。

河田総務課長 現在もですけれども、開示の手続につきましても条例で運用しておりましたので、今までも条例の中には開示の手続はございました。そういったところの規定が、全てこの度、国の法律に規定されることになりましたので、そちらに条文の規定そのものは移るという形になります。

岡山明委員 今までの保護条例の中に、開示が何条の部分に載っていますか。そういう15日、30日という表現がどこかに載っていますか。

河田総務課長 具体的な条番号でございませうけれども、現行の条例の第13条第1項になります。ちょっと読み上げますと、「実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があった場合は、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、開示請求に係る保有個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。」と規定がございまして、こちらに基づいて、15日以内に決定しておるというところでございます。

岡山明委員　そういうことで、15日で、国の30日に合わせるということ
いいですか。

河田総務課長　国の法律に基づいて、今度は開示するということになります。

前田浩司委員　2ページ目の審議会への諮問というところで、専門的な知見と
書いてあります。個人情報なので、その専門的な知見を示すためにどう
いった方が審査員になっているか、教えていただければと思います。

竹内総務課法制係長　個人情報保護審査会の委員の構成につきましては、現在
3名の方に委員になっていただいております、1名が弁護士、1名が
山口大学の准教授、もう1名が行政書士、こちらの3名で構成をされて
おります。審査会の委員の構成です。

前田浩司委員　この方たちは例えば任期というか、期間というのはあるんでし
ょうか。

竹内総務課法制係長　任期は2年となっております、現在の委員の任期は令
和5年の5月31日までとなっております。

前田浩司委員　1ページ目なんですけれども、この開示請求ということで、こ
れまでどういったケースでこういった個人情報の開示を求めておられる
のか。具体例を教えていただければと思います。

竹内総務課法制係長　よくあるのは病院局に対する開示請求でして、事故とか
の保険とかの関係で、その治療に関する個人の方の医療情報というんで
しょうか、そういったものの開示請求というのがかなり多いかなと思っ
ております。個人情報の開示請求につきましては、年間で約40件ぐら
いで毎年度推移しておるところです。

宮本政志副委員長 前田委員の質疑に少し絡むんだけど、実施機関と、それから審査会は、実施機関はこれに書いていますし、審査会についても聞こうと思ったけど、3名と言われました。資料の2ページで、審議会への諮問というのは、この審議会と実施機関とか審査会と別と思うんですけど、具体的にお聞きしていいですか。

河田総務課長 実施機関というものが、個人情報を取り扱っている行政機関と理解していただければと思います。それが市長部局であったりとか、教育委員会であったりとかになります。一方で、この度ちょっと違った点を御説明させていただきますと、これまでの条例では議会につきましても、実施機関ということで、本市は運用しておりましたけれども、この度の法改正で、国の個人情報保護法では、議会を実施機関とはしておりませんので、もし今後、この改正が適用されることになりましたら、議会で個別にまた条例を作って措置していただく必要があるかなと思っております。すみません。少し話がそれましたけれども、御参考までに実施機関の御説明でございました。一方の審議会でございますけれども、自治法上は執行機関の附属機関という形になっておりまして、市長の附属機関ということで、審議会を設置しておるものでございます。

宮本政志副委員長 それと、第3条の(1)から(5)までを取り扱って事項を記載した帳簿、登録簿と書いていますが、これは紙媒体ですか。

河田総務課長 実はこれまでは、市の条例では、紙媒体で、各課が総務課に提出をするという扱いでございました。この度市の条例で整備しておりましたのが、1人でも個人情報を扱っておりましたら、これを整備するというふうにしておりましたが、改正後は1,000人以上の個人情報を扱う場合と、条件が緩くなっております。ただ、そうしますと、個人情報の扱いが緩和されるということではやはり支障があると考えまして、同水準を担保するために、1,000人に満たなくても、1人以上扱うものについてはこの登録簿を整備するというところで条例に規定しておる

ものでございます。こちらにつきましてもシステムを利用して電子化するということで、最終的にはどういった個人情報を取っているかになります。今までは来庁いただいて、紙で御確認いただくということになっておりましたが、施行後は、ホームページで御確認できるというようなシステムを導入してまいりたいと考えております。

前田浩司委員 2ページ目の3番の条例で定めない事項の(2)の条例要配慮個人情報は、具体的にどういった内容になるのでしょうか。

河田総務課長 現行の条例でもございますけれども、本人の人種ですとか信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、そういった本当に機微と申しますか、センシティブな個人情報が、こういったものとして定義されております。その一方で、それ以外のものを、仮に条例で定めておられるというような自治体があれば、国の法律以外でも定めをする場合には手当てできるというふうな法の趣旨となっておりますけど、本市としましては、平成30年に国の個人情報保護法が規定しております要配慮個人情報につきましては、既に条例を改正して整備しており、同水準で管理ができるというふうに認識しておりますので、この度特段の追加で整備はしないという判断をしております。

岡山明委員 今の部分で質問があるんですが、条例で定めない事項ということで今言われたけど、2番、3番の部分です。開示請求等における不開示情報というか、そういう部分は、山陽小野田市の情報公開条例というのがあるんですけど、その辺の絡みというのは、今回、条例が変わって何か規制緩和、規制強化とか、その辺はどうなったか。公開条例に対して、連携はどうなるか確認したいです。

河田総務課長 委員の御指摘のとおり、個人情報の保護条例とそれから情報公開条例、この二つの制度がございまして、これ表裏一体のものと考えていただければと思います。行政が保有している情報は、積極的に開示を

していく必要がある。その一方で、個人からお預かりした情報はしっかりと守っていないといけないというところがございます。この度は、個人情報の保護に関して、国の法制度が変わるということで、この形を変えるというような趣旨で条例案として上げさせていただいております。個人情報をしっかりと保護していくというような内容について、趣旨が変わるものではございませんので、個人情報の保護としては今までどおりしっかりと対応していく。その一方で、情報公開条例につきましても、やはり内容としては変わらずにしっかりと開示していく、公開していくということでございますので、この度の改正で直接的に情報公開条例のほうの運用が変わるといったことはございません。

岡山明委員 さっき前田委員から話が出たんですけど、審査会への諮問ということで、改正法により、一律的に審査会に意見を求めることは禁止されたことから、これまでと比較して諮問する案件が限定的となると書いていますが、これはちょっと具体的にどういう形かお聞きしたいんですけど。

河田総務課長 すみません。若干分かりづらい表現でございますけれども、冒頭ちょっと御説明差し上げましたが、現在は各自治体でそれぞれ個別の条例で、個人情報の保護をされてらっしゃるところがあります。どうしても規定ぶりで取扱いが違うというところがございます。実際に申しますと、本市ではこの規定による影響は余りございませんけれども、例えばコンピューターが使われ始めた時期に、庁内にあるコンピューターと他のコンピューターとを結合するといったことを禁止するオンライン結合の禁止といったような――すみません。難しいんですけど――規定があるなど、本当に取扱いが様々で、国においてデジタル化で一体的に情報を活用していこうというときに、支障になるような事例が生じたということが実はございます。具体的に言いますと、コロナワクチンの接種のときに、接種記録を付けようというようなシステムが国で導入されましたけれども、そのシステムにデータを移すときに、基本的には

本市は、もう本市が委託する委託先ということなので、支障なく審議会にお諮りすることもなく、データのセットができましたけれども、全てそういったことをするときには、審議会を開いて、そこで、それをよしとすると決定して頂かないと、そういった作業ができないということで、ワクチンの接種記録を整えるのも、各自治体で統一してできないところがある、時期が遅れるところがある、こういったことが支障があるというところがございます。国のほうで、その辺り一義的にして、国民にサービスを迅速に届けようというデジタル化ということなので、デジタル化の法改正の中の一環として、個人情報保護法の改正があったと御理解いただければと思います。少し説明にはくどいような書き方になりましたけれども、本市はそういった支障が特段ありませんので、規定をしないと御理解いただければと思います。

古豊和恵委員 1 ページの下の 2 番ですが、手数料は無料とし、請求者が開示に係る実費を負担するというのは、どういうことが実費として必要なんでしょうか。

竹内総務課法制係長 例えば、保有個人情報の写しの公開を求められた場合、その公開に係る写し、1 枚につき 10 円がコピー料として必要になるというような形です。あとは郵送とかを求められた場合につきましては、郵送料につきましても、開示請求者本人さんに負担していただくというようなことになっております。

長谷川知司委員長 ほかにはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、質疑をこれで終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なし。では、これより議案第 77 号山陽小野田市個人情報保護法施行条例の制定について採決いたします。本件に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成ということで、議案第77号は可決すべきものと決しました。では次、議案第88号市役所本庁舎環境改善事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について、執行部からの説明を求めます。

河田総務課長 それでは、議案第88号市役所本庁舎環境改善事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について御説明します。この工事では、市役所の本庁舎の内部改修、空調改修工事などを行います。まず、資料1を御覧ください。資料右側の工期につきましては、現在仮契約となっておりますものが、本会議で可決されて本契約へ移行した日から、令和6年3月11日までの約15か月を予定しております。あくまで現時点での予定ですので、現場の状況などにより変更が生じることもありますので、御了承いただければと思います。次に、工事の概要ですが、資料左側の左上が一階及び外構、右上が二階、左下が三階、右下が屋上の平面図を記載しております。各平面図のグレーで塗っていない範囲が本工事の床改修を含む主な改修範囲となりますが、この範囲外でも換気扇及び空調の改修が入ります。左上の1階平面図から御説明します。外構については、バリアフリー化のため右側の正面玄関前を一階の床の高さまでかさ上げし、スロープを設けます。また、左側の西側出入口の1か所にスロープを設け、別館との間も床の高さまでかさ上げし、車椅子がそのまま通行できるようにします。北側の屋外階段右に記載があるのが非常用の排水槽です。災害時に下水道本管の破損等があった時にトイレの汚水の流れを切り替え、一時的にためることができるようになります。続いて、内部に移りますと、正面玄関の自動ドアを1か所廃止し、待合スペースを増やすなど待合ホールの改修を行います。各執務室は基本的に全てOAフロア化しますが、廊下及び出納室周辺についてはビニルタイルの改修となっています。カウンターも出納室周辺を除き全て更新します。また、現在は十分な広さを確保できていない更衣室について増床し、文書庫を再整備します。戸籍関係書類を保管するための耐火書庫や、

可動書庫を整備し、玄関脇に多機能トイレを設置します。次に、右上の2階平面図について御説明します。廊下床面の改修は、1階と同様に行います。以前文書庫であった場所及び監理室であった場所が主な改修箇所です。文書庫であった場所は執務室となり、監理室であった場所は打合せスペースとなります。女子更衣室は現在と同じ場所を改修し、印刷室と記者室が入れ替わるようになります。また、現在の環境課横にある部屋が男子更衣室となり、倉庫も増設します。エントランス階段を上ったところにも少し待合スペースや打合せスペースを確保します。次に、左下の3階平面図について御説明します。各廊下及び会議室、議会事務局と正副議長室の床改修が主な内容です。部屋によっては壁改修なども行います。最後に、右下の屋上平面図について御説明します。本館の空調機器の室外機及び室内機、それから、この図面上には表示していませんが、各執務室の換気扇を更新します。数量は、室外機が13台、室内機が77台、単独型のエアコン等が9台、換気設備が95台となっております。赤枠でない室外機2台については別途更新工事を既に進めています。また、高架水槽へ水を送る揚水用のポンプと消火ポンプ、各階の消火栓の改修も行います。契約の相手方につきましては、11月1日に実施した入札において「市役所本庁舎環境改善事業（建築主体・機械設備工事）長沢建設・進栄建設特定建設工事共同企業体」が落札しております。落札金額は3億800万円であり、消費税及び地方消費税を含む3億3,880万円で、11月18日に工事請負仮契約を締結しております。この工事は、業務を継続しながら行うことを想定しておりますので、必然的にエリアごとに工事と引っ越しを繰り返す工程となります。廊下や階段などの共用スペースの改修は、来庁者の利用を考慮して主に閉庁日に行う予定としております。続きまして、お手元の資料2を御覧ください。正確なスケジュールについては、まだ工事業者から詳細工程の提出を受けておりませんので、お示しすることができませんが、全体的な流れとしましては、8月の所管事務調査でもお示した流れに従って進めていく予定としております。令和元年以降、度重なる改修工事により、来庁者の皆様や職員に御不便をお掛けしているところですが、この

度の工事につきましても、騒音、一部出入口の封鎖、部署の移動など、御不便をお掛けすることもあるかと思えます。仮設間仕切りの設置、広報やホームページ等による事前の周知、仮設案内表示の設置等により、極力来庁者の皆様や職員に御不便をお掛けしないよう対応してまいりたいと考えております。御説明は以上となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を受け付けます。

笹木慶之委員 このレイアウトについては、しっかり協議されて作られたんでしょうから、私が言うまでもないことですがね。資料1の一番左の図面の中で、障害福祉課が税務課の西側になっていますよね。あそこに持っていかれた理由というのは、裏の入り口から近いということですか。

田島総務課総務係主任 障害福祉課の位置につきましては、現状の位置と変わってはおりませんが、この場所に引き続き置くことといたしましたのは、正面玄関から少し遠いというところはございますが、部署の特質上、こちらにいらっしゃるお客様の方については、こちらにいらっしゃることを、余り目に触れられたくない方も中にはいらっしゃるということをお伺いしたところから、この場所に継続して配置するというふうに出しております。

笹木慶之委員 そういう理由があったんだろうと思えますね。もう一つお聞きするのは、高齢福祉課、社会福祉課は南側のところに位置してるんですよ。ある意味言えば、福祉関係の関連性という業務上からすれば、今の国保年金課がいるところの辺りとの関係が少し出てくるんじゃないかと思うんだけど、国保年金課は高齢福祉課と余り関係ないわけよね。いわゆる一連のものとして、特に高齢福祉課と障害福祉課というのは関連性があるんじゃないかと思うんだけど、その辺は問題ないんですか。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 関連性につきましては、どこの部署も密接に関係していると認識しております。前回の所管事務調査でも少し触れさせていただきましたが、今回、市民課、税務課、国保年金課を正面玄関の近くに設置いたしました理由といたしまして、一番来庁者が多い部署ということで、正面玄関のほうに集中して設置したという経緯がございますので、関連についてはございますが、来庁者の数から、こちらのほうに配置させていただいたという状況になっております。

笹木慶之委員 はい、分かりました。そういったことをしっかりデータを踏んだ上で、このように配置したということですね。

前田浩司委員 前日も図面を見まして、休養室という話をさせていただいて、ふと思い出したんですけれども、この図面の中で男性、女性の休養室というのは、どのエリアになるのでしょうか。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 1階正面玄関のところがございます休養室、こちらのほうは男女兼用の休憩室となっております。休養室といいましても具合が悪くなった職員等が休むところとなりますので、法律上、1か所以上設置しないといけないというところから設置をしております。また、更衣室やロッカーにつきましては、1階や2階に、それぞれ男女別の更衣室を設けております。

田島総務課総務係主任 追加でございまして、左上1階平面図のほうのやや上側にあります宿直室につきましても、日中については使用するところがございませんので、主に男性の休養室としても利用できるものと考えております。

前田浩司委員 男性用で宿直室があるということだったので、通常男性、女性別々に休養室を設けないといけないという条件があるのか、ないのか。

一応逃げ道としては、今の宿直室を男性用ということになりますと、基本的に1か所、入り口付近にあるものについては女性用という認識でよろしいのでしょうか。

河田総務課長 委員のおっしゃるとおり労働安全衛生法の観点から男女別室に寝ることができる休養室ということでございます。そういった観点から、先ほど担当が申しましたように宿直室と規定がございしますが、畳敷きでございしますので、男性が寝ることができる休養室となります。これは勤務時間中であり警備の時間外になりますが、ちょうど入れ替わりとなりますので、時間中はそういった運用ができるという整理で分けるというふうに御理解いただければと思います。

古豊和恵委員 これだけの工事を進めるに当たり、どこからまず工事を進めていくのか、もう全部順番は決まっているのでしょうか。

田島総務課総務係主任 工事の順序につきまして、現在まだ本契約に移行しておりませんので、工事業者から詳細工程の提出はまだ頂けておらない状態でございます。原則としては、以前の所管事務調査などでお示しいたしました、今回もお配りしております資料2に従って工事を進めていく予定としております。

古豊和恵委員 かなり広範囲ですよね。土日祝、お休みのときに工事をされると言われましたけれども、市民の方に迷惑が掛かるということはどうなんでしょう。ないということですか。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 ただいま資料2でお示しいたしましたところは、執務スペース等がございしますので、こちらのほうは間仕切り等を行って、市民の皆様にお迷惑をお掛けしないように、平日も併せて工事する箇所が含まれております。土日とかの休日閉庁時に工事を行うところは、廊下とか共用部分のほうになりますので、どちらにいたしましても、

市民の皆様に御迷惑をお掛けしないように工事を進めてまいりたいと考えております。

宮本政志副委員長 古豊委員の質疑の答弁で、日曜日の公共工事というのは、警察の許可とか別に要らんやったですかね。その辺りちゃんと申請とか手続はされるんですよね。

山本建築住宅課建築係長 今回の工事は、市役所の敷地内の工事ですので、警察等への届出等は必要ございません。

宮本政志副委員長 資料3ページの2-Cに記者室とありますよね。これは多分記者の方と思うんだけど、うちには記者クラブが多分ないと思うんです。例えば、新聞、テレビ局とか、こういった方がここに入れるんですか。

田島総務課総務係主任 シティセールス課の付近に、まず新聞社であったりというところが主な利用者ということになってまいります。こちらで職員と、市の施策であったり情報のやり取りをするということで考えております。

河田総務課長 すみません。ちょっと補足させていただきます。副委員長のおっしゃるとおり、本市に記者クラブはございませんけれども、宇部日報ですとか山口新聞が頻繁に来られますので、取材に来られたときの応接場所といった形で利用するというふうに考えておりまして、広報を所管しておりますのが、先ほど御説明しましたシティセールス課でございますので、その近くのほうが利便性が高いということで、この位置を考えております。

宮本政志副委員長 今の説明でよく分かりました。だけど、スペースは大丈夫ですか。もし大きなイベントか何かで重なったときに少し狭いように感

じるんですけど、大丈夫ですか。

河田総務課長 なかなか床面積に制約がございますけれども、記者クラブの常駐がないということで、何とかこのスペースで活用いただければと思っています。

岡山明委員 資料1に1階平面図がありますよね。出入口というのは、今4か所か5か所ありますよね。この平面図でいくと出入口というのは何箇所ありますか。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 外からの庁舎に入る入り口という考え方でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）入り口の箇所としては、正面玄関、それから北側、それから西側に2か所、2階に移りまして…

岡山明委員 1階だけ。取りあえず1階だけ。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 1階は、正面玄関、それから北側、西側に2か所の4か所で、変更はございません。

岡山明委員 正面玄関って、これ2か所あるんですか。今2か所ありますよね。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 正面玄関に通常の自動ドアが2か所、それから身障者用のスロープの付いた自動ドアが1か所、計3か所ございます。工事後は、通常の自動ドアが1か所、それから身障者用のスロープ付いたところにもう1か所となりますが、バリアフリーの関係でフロア面に全て床の高さを合わせて、スロープで全体的に外から入ってくるようにいたしますので、全ての入り口からどなたでも入っていただけるようになるというところで2か所にしております。

岡山明委員 そうすると東側から入ってくるのは、今は3か所ありますが、2か所になるということですか。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 はい、2か所になります。

岡山明委員 どう見ても減つとるような感じがしたもんですから。こちらから選挙で投票するときに、大体の方が正面東の出入口から入ってきますよね。そういう投票する方の出入口で混雑の問題もちょっとあるんじゃないかと思います。それともう一つは、この投票の方が配置できるような、投票する人に負担が掛からないような場所が確保できるかどうか。選挙に対しての対応は十分取れているかどうかということですね。

河田総務課長 今の委員からの御質問、選挙の投票所として運用するときのスペースは大丈夫かということで理解しておりますけれども、まず今既に工事をしておりますので、3か所ある自動ドア、これ1か所使用できなくなっておりますが、これまでも投票所として期日前投票も含めて運用しており、特段の支障がございませんので、ドアの数、まずこれは支障がないと思っております。次に御質問いただきましたのが、中の広さが大丈夫かという御質問かと思っておりますけれども、今少し手狭になっておりまして、たしかに投票の種類が多いときにつきましては手狭感があるかと思っておりますが、御覧いただきまして、ここを改修しまして、待合ホールが少し広くなっておりますので、投票所等の会場としても十分活用できるような面積が取れるかなと考えております。

岡山明委員 出入口が東側2か所が減るという状況で、今コロナの感染状況の下で1時間に1回は換気しなさいと。出入口が減ってもそれは問題ないですか。

河田総務課長 換気につきましては、換気扇ですとか別の設備とかで換気しますので、人の出入口の自動ドアに依存しない形で十分換気できるような

設計をした換気設備を設けるということで対応したいと思っております。

長谷川知司委員長 ほかにはいいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）私から何点か。最初資料1の左上ですけど、2階ですね、男子更衣室がございますが、主に災害とかあったときは、技術職の職員の更衣室が欲しいんですが、それは確保されていますか。

田島総務課総務係主任 技術職の職員も含めて、こちらの更衣室で着替えを行うように想定しております。

長谷川知司委員長 今渡り廊下に屋根がないですよ。そうしたときに、こちら側だけでいいのか、別館にも更衣室が要るんじゃないかなと思うので検討してみてください。それから次に、1階に障害福祉課があります。駐車スペースをどこにどのように確保しているのかをきちんと対応してください。子育て支援課についても、やはりここに障害者用の駐車スペースがございますが、この障害福祉課にも当然要りますから、そこを確保してください。そして、障害福祉課から南側のほうの高齢福祉課に行くのに、その通路が車椅子で通るのに大丈夫かどうか。人がすれ違えればいいですけど、ちょっとどうかなというのがありましたら気を付けてください。それと大事な問題としては、次の資料2を見たら、様々な形で移動されておられます。工事中の2方向避難を確保されているかどうかを教えてください。

田島総務課総務係主任 実施設計を作成するに当たりまして、避難経路についても考慮した上での工事内容にはさせていただいております。詳細工程、施工図面等が出てまいりましたら、消防署等ともよく協議しまして、問題のないよう進めてまいりたいと思います。

長谷川知司委員長 今バルコニーに全然出られないようになっています。災害時にはバルコニーに出ることが、一番外気に面していいと思いま

すので、そういうことが必要であれば、そういう対応も可能なように検討されてください。特にこれは工事管理をされるときに大事だと思いますので、そういうことで。それからもう一つ、この度の入札は何者おられたか教えてください。

田島総務課総務係主任 J Vの公募をした上での入札となっておりますが、3者が参加をしております。

長谷川知司委員長 前回、入札が不調に終わりましたが、そのときのメンバーとは同じですか、それとも変わっていますか。

山本建築住宅課建築係長 今回の環境改善工事の1回目と2回目の入札のメンバーは同じでございます。

長谷川知司委員長 J Vの組み方も一緒ですか。

山本建築住宅課建築係長 そのとおりです。

長谷川知司委員長 はい、分かりました。ほかにはございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）これで質疑を終わります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第88号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成です。では、全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。ここで空気入換えのため、3時まで休憩とさせていただきます。

午後2時51分 休憩

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして委員会を再開いたします。議案第 89 号物品の購入に係る契約の変更について、執行部からの説明を求めます。

河田総務課長 それでは、議案第 89 号物品の購入に係る契約の変更について御説明します。今年の 6 月定例会におきまして、内装改修工事と併せて、職員の執務環境の改善及び来庁者の利便性向上を目的として、老朽化したキャビネット等を更新し、新たに整備する打合せスペースの会議テーブル等を購入するための物品購入について御審査いただき、本会議で可決されたところです。物品購入の受託事業者につきましては、庁舎の執務レイアウトの変更、庁内案内などのサインの見直し、備品の更新、業務を継続しながらエリアごとに何回にも分けて執務スペースを移転することなど、密接に関連した業務を並行してスケジュール調整を行いながら遂行していただく必要があり、高度な専門的知識及び豊富な経験が求められることから、こうした一連の業務を円滑に実施することができるよう、業務一式をまとめて山陽小野田市役所本庁舎レイアウト整備業務とし、公募型プロポーザルにより業者選定を行いました。事務机につきましても、キャビネットと同様に老朽化が進んでおり、部署の引っ越しの際に壊れてしまう可能性があるものが多数あり、一部更新を予定していましたが、老朽化の程度を判断するためには備品に係る専門的知識を要するため、山陽小野田市役所本庁舎レイアウト整備業務の中で備品の現況調査を行い、更新が必要な事務機の数量を確定することとしました。この度の議案は、備品の現況調査の結果、老朽化により引っ越し後も使い続けることができないと判断された事務機や、通常と規格が異なり働きやすいレイアウト配置の妨げになる事務機の数量が確定しましたので、これらを新しい事務機に更新するため、当初の物品購入契約を変更し、平机 77 台及び引き出しの付いたキャスターワゴン 189 台を追加購入

させていただこうとするものです。こちらの事務機については、部署の引っ越しと併せて迅速に納入していただく必要があり、キャビネット等の物品購入と一体的に整備する必要がありますので、6月定例会で可決されました、株式会社オカムラ広島支店とのキャビネット等の物品購入契約を一部変更することにより購入することとしております。物品購入に係る価格につきましては、当初は3,498万円でしたが、事務機の追加購入により4,928万円となり、1,430万円の増額となります。当初の価格が2,000万円以上であることから、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。なお、備品の内容につきましては、お手元にお配りしております資料1を御覧ください。こちらは、追加購入する机などの一覧と、その設置イメージとなります。御説明は以上となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 執行部の説明終わりました。委員からの質疑を受け付けます。

古豊和恵委員 追加購入物品リストがありますけれども、これは老朽化が著しい事務機の数量確定、これは全体の数量から見て大体何パーセントぐらい新しくなるんですか。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 数量のパーセンテージというものは申し訳ございません、計算しておりませんが、こちらの机とキャスターワゴン、これがほぼ1階の事務機全てという形になります。2階については、新たに設置いたします生活安全課等の現在の文書庫に配置する部署のところのみ新しい机となりますので、大体6割程度かというふうに認識しております。

古豊和恵委員 それでは、1階は全て新しくなってきたきれいになるということでしょうか。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 申し訳ございません。ちょっと説明が少し足りませんでした。出納室と子育て支援課につきましては、スペースが十分でございますので、既存の机を使い、それ以外の部署につきましては全て新しい机になります。

伊場勇委員 株式会社オカムラ広島支店との契約変更ということなのですが、そもそもこの契約の内容は、当初は現況調査を行ってもらって、それで老朽化等々でこれも必要だということになれば、追加で物品を購入するというのを含めた当初の契約だったということですよ。確認です。

河田総務課長 プロポーザルで提案します際に、調査が必要な上で、その調査結果に基づいて追加が発生するということを含めた内容でプロポーザル募集を実施しまして、契約したという内容でありますので、おおむね御理解のとおりでよろしいかと思えます。

伊場勇委員 市内の業者でなかなか難しかったのかなと思うところですが、初めの契約でそうなって、プロポーザルを行って選定されたので、こういう形になるというのは理解しました。平机に3人用、2人用等々ありますけども、幾らぐらいのものなのか教えてください。

河田総務課長 すみません。ちょっとお調べしております間に、先ほどの御質問に関連してですけれども、なるべく市内業者様というお話がございましたので、補足で御説明させていただきますと、たしかに契約の相手方は株式会社オカムラでございますが、プロポーザルを提案していただいた際に市内業者を協力事業者として選定していただくというような条件にしておりましたので、この購入に関して全てではございませんけれども、一連の業務の中で、少し地元の業者様にも業務支援いただくという中で、何らか市として貢献できればと考えておりますので、御理解いただければと思います。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 机の価格でございますが、定価ベースでの御回答になりますが、3人机が大体10万円程度、正式に言うと11万1,460円、2人掛けが大体8万円程度、1人掛けが6万円程度となっております。キャスターワゴンにつきましては、7万円前後となっております。

岡山明委員 確認させていただきたいんですけど、最初にこの話が出たときに、机がぼろぼろやから事務関係の机もどうですかと言ったときに、そういう事務系の机、椅子、これは今回対象に入っていないという回答でした。こういう質問をした記憶があるんですよ。そういう状況で、今回見たら、4,900万円というのは1.4倍ですよ。最初より1,400万円上がると。どう見ても前回の話と違うと、今聞いたら1階はほとんど机を変えるという、それは最初の趣旨と違つるように思うんです。その辺どうなんですか。

河田総務課長 すみません。前回御審査いただいたときには、まだ調査前でございますので、前回の契約金額の中には机等の購入について含まれていないという趣旨で御回答させていただいたということでございます。

岡山明委員 当初の契約で3,400万円というのは椅子と机の部分でしょう。最初は、事務机と椅子は対象外という話だったでしょ。それがいつの間にかもう入っているという状況で、たしか前回机と椅子は対象外ですという話を聞いたんだけど、違うんですか。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 当初契約3,498万円で御説明させていただいたときに、こちらの物品の内訳につきましては、主にキャビネットの価格で、先ほど課長が申し上げたとおり机とか椅子とかの価格は入っておりませんということでした。この度の追加金額1,430万円につきましては、6月に本会議で可決された備品購入のときに同時期に契約

をさせていただきました業務委託契約で老朽化調査をした結果、机の台数が確定いたしましたので、こちらの机の価格が1,430万円という形の整理になります。

岡山明委員 今回の1,400万円の追加は、そういう事務机で、1.4倍になったという状況ですね。本来であれば、備品の現状調査を行う前に、1階がほとんど変わるということであれば、その時点で、備品関係で机も一緒に購入という形であれば金額的にももうちょっと抑えられた、安かったと普通思うでしょう。今回、備品を全部チェックして、結局、机、が壊れそうだから、新たに全部新品を入れますと、やっぱり違和感を覚えるという思いなんですよ。

河田総務課長 すみません。なかなか一度に購入できれば皆様のお手を煩わせることもないかなと思いますけれども、やはり庁舎、広さに限りがございますので、その中に職員を収容しないといけないというところがありますので、まず現状の調査も一緒に含めた委託を掛けておりまして、いかにこのスペースに効率よくかつ働きやすいレイアウトを設計していただいて、それに合う備品類、机類をどう選択して設置するか、こういったことを一括でお願いするといった契約をさせていただいております。ですので、まずは調査していただいて、使える机がどのぐらいか、もう使えない机がどのぐらいか。では、そのスペースにどういった製品をどのように設置したらうまく収まるか、こういった辺りを調査していただくということもございました。今回はその調査、それからこの度数が分かりましたので、そのものを調達させていただくということで、この度の議案ということで整理をしていただければと思っております。

古豊和恵委員 1階の机とキャビネが全てとキャビネットが入れ替わるということなんですけれども、そうすると、その廃棄というのも考えていらっしゃるのでしょうか。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 使わなくなった机につきましては、基本的には使えるものは2階に持って上がりまして、2階で使えないもの、3階で使えないもの、1階で使えないものは、全て産業廃棄物として別途予算を取っておりますので、こちらで契約を行って処分する予定としております。

古豊和恵委員 それは今から予算が計上されるということによろしいんですか。まだ分かっていないということですかね。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 予算額としては、もう既に確定しておりますので予算書に記載しておりますが、実際の廃棄する金額といたしましては、今から業者に契約委託をいたす関係上、数字としてはまだ確定しておりません。

長谷川知司委員長 その業者というのは、今受けている業者ですか。

奥田総務課課長補佐兼総務係長 産業廃棄物の契約になりますので、この業者ではございません。

長谷川知司委員長 ほかにはございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、私から。今回変更契約で4割増し、これは普通であればちょっと異常だなという気がします。今回今やり方をお聞きしますと、先に契約して調査をしたと。普通であれば、調査は調査だけで委託をかけてきちんと調査して、それによってプロポーザルをすることが普通かなと思います。うがった考えで言えば、安く取って変更で高くするというのも推測されたら、お互い嫌なものです。この4割の変更というのは、ちょっと異常ですね。ですけども、ここまで来て、皆さんがきちんと処理されたという返事であれば、私たちもこれ以上は言いませんが、今回のやり方はちょっとまずかったんじゃないかなという苦言を呈します、私は。

川地総務部長 このプロポーザルについては、令和4年度、5年度の債務負担行為を取って、予算が約5,800万円ということで、今回出した部分についても、本来、私どものほうでどれぐらいの机を変えざるを得ないか、この辺を想定した中で、予算額を作って、その予算額を基にプロポーザルを実はしております。ただ、その業者の中で、私どもが危険な机が何個あるかということと、プロが見た机の数が多分合わないであろうということがございましたので、全体をプロポーザルする中で、5,800万円に見合う委託契約をしたんですが、実際調査してみないと分からないから、6月の分ではそこを除いた契約をして、残りの分については調査して、今回、変更契約をさせていただいたということでございます。委員長がおっしゃるように、たしかに本来であれば、全くなかったものを更に追加して4割増じゃないかというのはおっしゃるとおりで、本来、私どもは大体3割を基準に考えており、実際4割となるとそのような御意見も分かりますけども、本来はそういったことも想定した中で予算を立て、プロポーザルをしたと。実際にはきちんと数値を出した上で、変更契約をさせていただいたという趣旨でございますので、その点御理解をお願いいたします。

長谷川知司委員長 何回も言って悪いですけど、先にプロの目で調査していただいた形で精査して、それからプロポーザルという形にしたほうがいいかなと思います。そうしないと、今回のように4割の変更というのは、通常ではないということを一言申し上げます。ほかにはございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）では、質疑が終わりましたので、これより討論を行います。討論ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。では、これより議案第89号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成です。全員賛成により、本件は可決すべきものと

決定しました。以上で終わります。どうもお疲れ様でした。

午後 3 時 1 9 分 休憩

午後 3 時 3 0 分 再開

長谷川知司委員長 先ほど総務文教常任委員会を閉会いたしました。宿題となっておりました議案第 9 2 号、9 3 号について、回答ができましたので、ここで委員会を再開いたします。それでは執行部から宿題の回答をお願いいたします。

大坪大学推進室主査 不動産取得税の課税か非課税かということでございますが、これは地方税法によりまして、地方独立行政法人は非課税ということでございました。

大谷大学推進室長 もう 1 点ほど、出資の中の地目のことございまして、学校用地と雑種地というのが二つあるということで、場所等を確認いたしまして、出資の中で四つほど雑種地という用地がございました。二つにつきましては、大学のほうで駐車場とテニスコートを整備する二つの土地と、あと工学部等が建っております当初出資いたしました本当に僅かな面積の土地があるんですが、そこが雑種地として残っておるということでございます。いずれも大学のほうに出資しておる土地でございますので、この旨を大学と協議いたしまして、しかるべきときに変更の手続を取らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

長谷川知司委員長 以上、回答がありました。皆様、質疑はございませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり) これで総務文教常任委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後 3 時 3 4 分 散会

令和 4 年（2022 年）1 2 月 1 日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司